

京都市告示第618号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年3月13日

京都市長 門川大作

1 道路の種類 府道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
勧修寺今熊野線	東山区福稲柿本町31番地の6地先から 同町13番地の8地先まで	令和2年3月27日午後3時

2 道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
墨染通	東山区福稲御所ノ内町35番地の3地先から 同区福稲高原町7番地の9地先まで	令和2年3月27日午後3時
福稲経12号線	東山区福稲柿本町2番地の3地先から 同町31番地の3地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)